

令和2年6月26日

(照会者) 殿

金融庁企画市場局市場課長

「金融商品取引法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について
(令和2年5月28日付照会文書に対する回答)

照会のあった事例について、下記のとおり回答します。

金融商品取引法（以下「法」）第167条第1項に規定する「公開買付者等」とは、公開買付け等に係る株券等について、(1)公開買付けをする者（以下「公開買付者」）並びに(2)金融商品取引法施行令第31条に規定する買集めをする者（以下「買集者」）及び買集者と共同して同条に規定する買集めをする者（以下「共同買集者」）をいい、これらの者は、（自身が関与する公開買付け等との関係では）法第167条第1項のインサイダー取引規制の対象者である「公開買付者等関係者」に該当しない。

また、公開買付者等の要請に基づいて公開買付け等に係る株券等の買付け等をする場合は、一定の要件（当該公開買付者等に当該株券等の売付け等をする目的をもって買付け等をする事等）のもとで上記インサイダー取引規制の適用除外とされており（法第167条第5項第4号）、上記(2)の共同して買集めをする場合に該当するといえるためにも、この適用除外の場合と同程度の一体性を有することが必要であると解される。

本件照会のケースでは、照会者が株券等の共同取得の合意をしたという相手方は、買集者ではなく公開買付者となる予定の者である上、照会者自身が行う予定の買付けについては、その具体的な時期、買い付ける株券等の数量、株券等の取得後の保有・処分に関する予定等が未確定であるとされている。

したがって、本件照会のケースにおいて、照会者は、必ずしも「公開買付者等」及び上記適用除外に該当せず、法第167条第1項のインサイダー取引規制の対象となり得ると考えられる。

以上

(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。